

事務所通信

発行者 〒277-0831

千葉県柏市根戸 282-1 ライフズマンション北柏第 2-107

小田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小田一哉

Tel: 04-7140-9750 Fax: 04-7140-9755

E-mail: k-oda@estate.ocn.ne.jp

URL <http://ameblo.jp/oda-sr/>

今月の一言（労働者派遣法）

日雇い派遣大手のグッドウィルが7月末で廃業となります。約6100人の登録スタッフの半数近くは7月中旬時点では、まだ次の職場が決まっていなかった、また約4000人の内勤従業員も再就職先が決まらないとのことでした。

そもそも労働者派遣法は1986年に施行された法律で、当初は専門的業務（当時13業務、現在26業務）のみに例外的に認められていたのです。

そして1990年に入りバブルが崩壊後、企業は採用にも慎重になりました。1990年代半ば以降になると、パートや派遣、そして請負などといった非正規社員が徐々に増えていきました。

そんな時代ですから、企業側からの規制緩和の要請もあったのでしょう。

1999年には、労働者派遣法は大幅に改正されました。26業務にしか認められていない業務が原則自由化になりました。規制が大幅に緩和されたのです。反対に「派遣禁止」の業務が明文化されたのです。

そして2004年にも大きな改正があり、特に派遣制限期間の規制が緩和されました。

この改正で就業日数が限られている業務は期間制限の対象外となり、これが“日雇い派遣”を産み出したといってもいいでしょう。

その日雇い派遣が大きな問題となり、政府でも労働者派遣制度の見直しに取り組み始め、その提言も出されました。

常に規制緩和の法改正から一転、この提言では『日雇い派遣の原則禁止』など規制強化になっています。

今後の労働者派遣制度の見直しの内容について、注目していきたいと思います。

また動きがあれば、事務所通信にてご紹介していきます。

労働者派遣法の歴史

1986年 労働者派遣法施行

「専門的な人材は確保が難しい」ということで、専門的13業務に対して例外的に認められたのが法定の主旨

「低コストの人員」という位置付けではなかったのである

専門的業務も13業務から26業務に増えた

1999年 労働者派遣法改正

派遣業務が原則自由化された（派遣期間は1年）

禁止業務を明文化した（ネガティブリスト化した）

禁止業務：建設・港湾・警備・医療・土業・製造

2004年 労働者派遣法改正

期間制限の見直し

- ・一般業務は1年から最大3年へ
- ・専門的26業務は3年から期間制限廃止へ
- ・就業日数が限られている業務は期間制限の対象外へ対象業務の拡大
- ・医療業務の一部解禁
- ・物の製造業務を対象業務へ

労働者派遣制度の見直しに関する提言

派遣労働者の雇用の安定、待遇確保について

日雇い派遣の原則禁止

これは派遣の中でも特に雇用が不安定であるので原則禁止。労働者の保護に問題がない業務についてはポジティブ・リスト化して例外的に認めるものとする

登録型派遣の常用雇用への切り替え促進の仕組み化

登録型派遣の労働者のうち希望する者には適用し、雇用の安定につながる仕組みを設けること

派遣労働者の待遇の改善

職務内容に相応しい待遇を確保する措置をとること

労災保険に対して派遣先にも責任を反映させるよう必要な措置をとること

労働者派遣事業の適正化について

マージン率の公開

労働者派遣事業の情報公開を、マージン率の公開を含めて、法律上の義務として、その徹底を図ること

グループ内企業への専ら派遣の規制実施

専ら派遣は、単価を低く抑える原因となっているため、一定の規制を設けること

偽装請負、違法派遣について

偽装請負を繰り返すような派遣先に対して、より強い行政措置を発動すること

違法派遣を行った派遣会社に対して、指導監督強化の措置をとること

助成金紹介

中小企業雇用安定化奨励金

中小企業事業主が有期契約労働者から正社員に転換する制度を就業規則に新たに設けた上で有期契約労働者の希望により、実際に正社員の転換者が出た場合に支給されます。

転換対象者は、転換前でも雇用保険の被保険者であることも1つの要件になっています

【助成金の受給額】

正社員への転換者が1名以上でた場合	35万円
制度導入から3年以内に3人以上転換者がた場合	10万円
10人までについて1人につき	

【この助成金の窓口】

公共職業安定所（ハローワーク）

詳細は、こちら、東京労働局のHPをご参照ください。

<http://www.roudoukyoku.go.jp/topics/2008/20080620-syoureikin/20080620-syoureikin.pdf>

助成金の詳細については当事務所にお問い合わせください。

電話 04-7140-9750

E-mail: k-oda@estate.ocn.ne.jp